

かけがえのない「命」と「財産」のために



東日本大震災で倒壊した家屋(平成23年3月・宮城県大崎市提供)

多くの尊い命が失われた「東日本大震災」から1年余り。その間も、日本各地では地震による甚大な被害が繰り返されています。大地震は「いつ」「どこで」発生するかわかりません。市では、既存建築物の倒壊による被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断助成・耐震改修助成を実施しています。

建築物の耐震化で

地震に強いまちづくり

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、6、400人以上の尊い命が奪われました。死者の9割は、住宅や家具などの倒壊・転倒による窒息、圧死によるものです。

その後も、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など、大地震が発生。建築物の倒壊による被害が多発しています。

そして平成23年3月に、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録した東日本大震災が発生しました。

大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあり、首都圏直下型地震の発生も予想されます。

市では、首都圏直下型地震に備え、平成20年3月に「耐震改修促進計画」を定め、既存建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めています。

この計画では、住宅と特定建築物の平成27年度の耐震化率を90パーセントに上げることを目標としています。

耐震改修促進計画は、建築住宅課(市役所5階)のほか、同課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kenchiku/std00000.html>)で見ることが出来ます。

まずは相談から

市では、木造住宅無料耐震相談会を実施しています。建築士の資格を持つ相談員が分かりやすく説明します。

日時 4月20日(金)、5月26日(土)、6月24日(日) 午前9時～正午、午後1時～4時

会場 市役所5階501会議室

内容 建築物の耐震性や耐震診断・耐震改修の工法などの相談(相談時間は1時間程度)

対象 1戸建て住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)で木造在来構法で2階建て以下のもを市内に所有し、自らが居住している人

定員 8人(1回当たり・先着順)
持ち物 図面(持っていない人は簡単な間取り図)

申込方法 開催日の7日前(土・日曜日、祝日の場合はその前日)までに直接または電話で建築住宅課(☎20・1564)へ

4月から耐震診断・耐震改修費用の助成対象を拡充

市では耐震診断・耐震改修費用の助成対象を「昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に着工された木

造住宅」としていましたが、4月から助成対象を「現存する木造住宅」に拡充します。

耐震診断費用を助成

木造住宅の耐震診断費用の一部を補助します。

補助を受けるには、市に登録されている木造住宅耐震診断士に依頼することが必要です。補助金交付決定前に耐震診断を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。

対象となる木造住宅 2次の全てに当てはまる住宅

- 市内に自ら所有し居住するもの
- 構造が在来構法または枠組壁工法であるもの
- 1戸建ての住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)
- 地上階数が2以下のもの

対象者(申請者) 2次の全てに当てはまる人

- 成田市に住民記録がある人または外国人登録をしている人
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人
- 市税を完納している人

補助金の額 耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額の3分の2

(1000円未満は切り捨て、上限額は8万円)
受付期限 12月28日(金)

耐震改修費用を助成

耐震診断の結果、耐震性が低いとされた木造住宅を耐震改修する場合に要する費用の一部を補助します。

補助を受けるには、市に登録されている木造住宅耐震診断士に設計・工事監理を依頼することが必要です。

補助金交付決定前に耐震改修の設計・工事を行った場合は、交付を受けられませんので、注意してください。

対象となる木造住宅 2次の全てに当てはまる住宅

- 市内に自ら所有し居住するもの
- 構造が在来構法または枠組壁工法であるもの
- 1戸建ての住宅または併用住宅(居住部分が総床面積の2分の1以上のもの)
- 地上階数が2以下のもの
- 建築基準法の規定に抵触していないもの

耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満のものを耐震改修の工事を行うことにより1・0以上とするもの

民間建築物吹付けアスベスト分析調査・除去費用の一部を助成

市では、吹付けアスベストの分析調査・除去などを行う場合に要する費用の一部を補助しています。

対象となる建築物 市内に立地し、次のどちらかに当てはまる建築物

- ①分析調査を行う場合…事前調査において、吹付けアスベストが施工されているおそれがあるとされたもの
 - ②除去などを行う場合…吹付けアスベストが施工されているもの
- 対象者(申請者) = 対象となる建築物の所有者・管理者
補助金の額 = 次の2種類があります
- ①分析調査を行う場合…補助の対象となる費用の額(1,000円未満は切り捨て、上限は1棟ごとに25万円)
 - ②除去などを行う場合…補助の対象となる費用の額の3分の2以内(1,000円未満は切り捨て、上限は1棟ごとに120万円)
- ※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。

- 対象者(申請者) 2次の全てに当てはまる人
- 成田市に住民記録がある人または外国人登録されている人
 - 木造住宅の耐震改修の工事を次のいずれかの人に依頼した人
 - ・建設業法第3条第1項の許可を受けた人
 - ・耐震改修に係る木造住宅の建設工事を行った人
 - 過去にこの制度による補助金の交付を受けていない人
 - 市税を完納している人
- 補助金の額 2種類のうち、上限は50万円
- ※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。
- 受付期限 10月31日(水)
- ①設計費・工事監理費補助：設計費と工事監理費の合計額の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は10万円)
 - ②工事費補助：高齢者などが居住し、全員の市町村民税が非課税である場合は、工事費の2分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は70万円)。それ以外の場合は、工事費の3分の1(1,000円未満は切り捨て、上限は50万円)